

東京くらしねっと

今月の話題

お墓を考える ～変わりゆく「弔いのカタチ」～

安全シグナル

子供の豆類の誤えんに注意!

相談の窓口から

詐欺被害は探偵業者では解決できません。

TOKYO
景観探訪

都内にある
歴史的建造物
をご紹介します

高安寺 観音堂

(府中市)

ストーリーはWEBで ▶



東京都消費生活総合センター
相談窓口のご案内

受付
時間

月曜～土曜
9:00～17:00
(祝日・年末年始を除く)

03-3235-1155

〒162-0823 新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ16階

●JR・東京メトロ・
都営地下鉄
「飯田橋」駅すぐ

お近くの消費生活相談
窓口につながります

消費者ホットライン
☎局番なし188

情報
満載

東京の消費生活に関する情報サイト

東京くらしWEB

検索Q

<http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/>



お墓を考える

～変わりゆく「弔いのカタチ」～

第一生命経済研究所 主席研究員

小谷みどり

昨今、生前に自分のお墓を建てる人が増えています。縦長の墓石に先祖代々と書かれたお墓だけではなく、「夫婦だけで」「友人や仲間と」など、墓石のかたちだけでなく、一緒にお墓に入る人の顔ぶれも多様化しています。

一方、継承を前提とする従来のお墓のなかには、長年お参りの形跡がないなど、無縁化が進んでいます。また、お墓の引っ越しや墓じまいにあたって消費者トラブルも多発しています。



お墓のイロハ

お墓といえば「先祖代々」「〇〇家」などと刻まれた墓石を思い浮かべる人が多いかもしれません。しかし、こうしたお墓は古くからあったわけではありません。

一つの墓石に複数の遺骨を安置するには火葬にしなければなりません。火葬率が全国平均で5割を超えたのは昭和10年で、昭和45年でも2割以上は土葬でした。いずれにしても、みんなと同じお墓に入るようになったのは、火葬が普及して以降のことなのです。

また、「お墓を買う」とは、墓石を建てる区画の永代使用権を取得することを指します。永代使用権は、使用者がいる限り、区画を使用できる権利です。管理する人がいなくなれば使用権は消滅します。例えば東京都立霊園の場合、年間管理料を5年間滞納すれば、使用許可が取り消されることがあります。

お墓は民法では祭祀財産とされ、代々継承することを前提としています。そのため、「うちは長男ではないので、入るお墓がない」「結婚して苗字が変わった娘しかいないので、お墓を継承する人がいない」と思い込

んでいる人は、とても多いようです。

しかし都立霊園を始めとする公営霊園や多くの民間霊園では、使用者からみて「六親等以内の血族、三親等以内の姻族」まで一緒に入ることが可能です。きょうだいは二親等、娘は一親等ですから、苗字が違っても、一緒に入れます。

また寺院墓地のなかには、使用者の実子と配偶者しか納骨させないところもありますので、霊園規則をよく読むことが大切です。

変わるお墓

昨今、家名の代わりに「愛」「ありがとう」などの言葉を刻む墓石が増えています。墓石の色も、かつては黒や灰色が主流でしたが、最近ではピンクや白などの明るい色にも人気があります。

墓石を建てるタイプだけでなく、ロッカー形式の納骨堂もあります。これまで納骨堂は、お墓を建てるまでの一時預けとして利用されてきましたが、最近では、「墓石を建てるより廉価」「墓掃除の必要がない」「駅近でお参りしやすい」などの理由で、納骨堂を望む人が増えています。お墓に対する考え方も多様化して

います。「夫婦は同じお墓に葬られるべきだ」「妻は夫の実家のお墓に入るべきだ」とは考えない女性はいくつあるでしょうか。お墓を「死後のすみか」と捉えると、「誰とどんなお墓に入るか」は、ライフデザインの重要な事項です。

共同墓

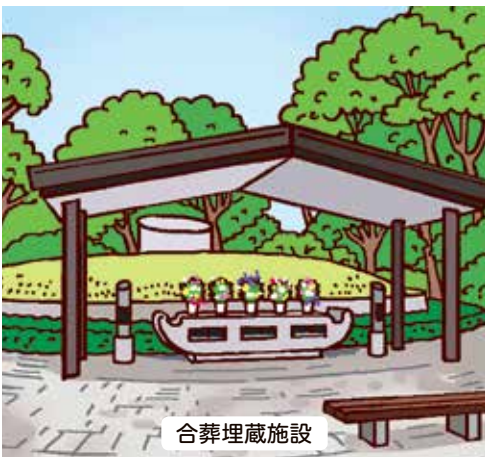
夫婦や先祖でもない人と、一緒にお墓に入りたいと考える人たちがいます。昨今、血縁を超えた人たちが入る共同墓を新設する自治体が増えています。

都立霊園の共同墓は合葬埋蔵施設という名称で、八柱霊園、小平霊園、多摩霊園にあります。近年募集しているのは、八柱霊園と小平霊園で、納骨時に合葬されるタイプか、使用許可を受けてから20年間は個別に安置され、その後、合葬されるタイプかによって費用は異なります。

前述したように、これまでのお墓は代々継承することを前提としていますが、血縁を超えた人たちが入る共同墓は、子供や家族の有無に関係なく、申し込むことができるのが特徴です。

一定の要件を満たした住民であれ

ば誰でも入れる公営の共同墓と異なり、仲間に入る共同墓もあります。最近では、老人ホームや高齢者住宅で共同墓を作る動きもあります。子供がいても別居していれば、「終のすみかを同じくした仲間たちと死後も一緒にいたい」と考える人もいます。



合葬埋蔵施設



ロッカー式納骨堂

そのほか、NPO法人や生活協同組合、お寺やキリスト教会などでも、会員が入れる共同墓を運営しているところがあります。

こうした共同墓では、年に一度、将来同じお墓に入る予定者が、先に亡くなった人たちの慰霊祭をするところが多いうえ、大勢で入れれば、にぎやかでいいと感じる人もいます。なによりも、使用者々々の継承を前提としていないので、子孫に墓守の負担をかけることはありません。

無縁墓が増える

新しいかたちのお墓が増える一方、これまでの先祖代々のお墓を継承できない問題も起きています。その原因は、お墓を継承する子孫がいないというだけではありません。

生まれ育った場所で一生を終える人たちが少数派になり、なじみのない遠くの場合に、先祖のお墓がある家庭も少なくありません。家族そろってお墓参りに行くには、交通費も時間もかかります。亡くなって何年も経過すると、だんだん足が遠のき、そのうち無縁墓になってしまうのは、不思議なことではあ

りません。

社会や家族のかたちが大きく変化しているなか、弔う家族や子孫がいても、未来永劫、子々孫々でお墓参りや死者祭祀を続けられる確証はないのです。無縁墓は、子供がいない人だけの問題ではありません。

お墓の引っ越し

遠くにあるお墓を引っ越したいと考える人たちがいます。これを「改葬」といいます。お墓から遺骨を取り出すには、現在の墓地管理者から埋蔵証明をもらい、区市町村長の改葬許可を受ける必要があります。また、引っ越し先の墓地管理者から「受入証明書」を発行してもらわなければならない。

寺院墓地にお墓がある場合には、寺院側から高額な「離壇料」なるお布施を請求されるトラブルも相次いでいます。払わなければ改葬許可の手続きができないわけではないので、区市町村の担当部署に相談してください。こうした事態を避けるためにも、手続きを始める前に、寺院に改葬の相談をし、これまでお世話になったお礼をお布施としてあらかじめ包むといいでしょう。

またお墓を引っ越しする際には、墓石を撤去し、更地にして返還しなければなりません。墓石の大きさや墓地の立地によって変わりますが、工事費に数十万円はかかります。新しいお墓や納骨堂を取得する費用も別途、必要です。

お墓の引っ越しではなく、現在のお墓を処分する「墓じまい」を選択する人もいます。この場合も、墓石撤去は石材業者に依頼しますが、遺骨をどうするかを考えておかねばなりません。遺骨を捨てると死体遺棄罪に抵触しますので、海などに散骨するか、共同墓に納骨する人が多いようです。

お墓に入らない

お墓は必要ないので、散骨がいいと考える人は少なくありません。法律では、墓地以外での埋蔵は禁じられています。撒くことは規制されていません。

しかし、散骨を請け負う業者と住民との間でトラブルが起きることもあります。北海道長沼町・七飯町・岩見沢市、諏訪市、秩父市、御殿場市、熱海市、伊東市では、散骨を規制しています。日本には撒き方のルール

がなく、遺族や業者のモラルに任ざれているのが現状です。

一方、自宅に遺骨を安置することはまったく問題ありません。仏教では、四十九日が終わったら納骨することがありますが、これは火葬が普及してから習慣にすぎず、特に宗教的な意味はありません。

遺骨の一部を「手元供養」として自宅に安置する人もいます。砕いた遺灰を小さな容器やペンダントに入れるタイプと、遺骨をペンダントやプレートなどに加工するタイプがあります。

お墓には、遺骨の収蔵場所としての機能と、残された人が死者と向き合う場所としての機能があります。収蔵場所としてのお墓のかたちが多様化するなか、死者をどう偲ぶのかという後者の機能をどう担保するかについても、社会全体で考えていく必要があります。死者を忘れず、日常のふとした瞬間に思い出し、偲ぶという行為は、残された人が生きていく上での大きな原動力になるはずです。

固定観念や思い込みにとらわれず、家族や親戚と、お墓の未来について話し合っていたきたいと思えます。

3月号の今月の話題は「若者の消費者被害防止キャンペーン特集」についてです。

東京都消費生活
総合センター
図書資料室
から

今月の
話題

『お墓を考える』に関連する図書・資料を紹介します。

読んでみて！
話題の新作図書より

図書

『ひとり死』時代のお葬式とお墓 (新書) 小谷 みどり 著 [岩波書店]

「ひとり死」の時代になりつつある今、火葬のみのお葬式や共同墓、無縁墓などが広がっています。個人は死後を誰に託したらいいのかを悩み、自治体は身寄りがいても遺骨を引き取らないケースが増えているといった、新たな課題に直面しています。日本各地の具体的な事例とともに、葬儀やお墓のこれからを展望します。

図書

墓じまい・墓じたくの作法 (新書) 一条 真也 著 [青春出版社]

お墓に向き合う「こころ」と「かたち」。少子高齢化、核家族化が進み、お墓の悩みを抱える人が増えています。従来の石のお墓に加え、樹木葬、手元供養など、お墓のかたちが多様化するなか、どのような選択をすれば後悔しないのかを考えます。

図書

お墓のことを考えたらこの1冊 (第2版) 石原 豊昭 著 [自由国民社]

お墓をつくるときから埋葬・管理・承継まで、お墓をめぐるあらゆる問題をQ&A方式でやさしく解説。複雑な手続きの流れは図解入りでわかりやすいうえ、最近のお墓事情も紹介されています。

資料

最近の葬儀サービス・お墓事情とトラブル 国民生活ウェブ版 2015年2月号 (国民生活センター) 館内閲覧

特集「最近の葬儀サービス・お墓事情とトラブル—終活から墓じまいまで—」で①最近の葬儀サービス・お墓事情②葬儀サービス・お墓に関する相談事例&アドバイス③葬儀サービス・お墓に関する相談の概要について取り上げています。

図書資料室利用案内

東京都消費生活総合センター(飯田橋)

新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ15階

☎03-3235-1179

【利用時間】月～木 9:00～17:00

金 9:00～20:00

土 10:00～17:00

【休室日】日曜・祝日・年末年始・蔵書点検期間

東京都多摩消費生活センター(立川)

立川市柴崎町2-15-19

東京都北多摩北部建設事務所3階

☎042-522-5119

【利用時間】月～金 9:00～17:00

【休室日】土曜・日曜・祝日・年末年始・

蔵書点検期間

●利用方法

閲覧…どなたでも、ご自由に(開架式)

貸出…都内在住・在勤・在学の方対象

(図書5冊、DVDなど3本まで2週間)

身分証明書等の提示により利用者カードを発行します。

※閲覧のみの資料もあり

子供の豆類の誤えんに注意!

小さな子供が豆やナッツ類を気管に詰まらせる事故が起きています。節分の豆まきの後は、特に注意しましょう。子供の喉は未発達で気管に物が入りやすいため、豆やナッツ類が気管をふさいで、窒息したり、小さな破片でも気道に入ったまま放置していると、気管支炎や肺炎を起こすことがあり、大変危険です。



こんな事故が起きています!

- ❗ 豆まき的大豆を食べてしまっていた。吐かせたが、ゼーゼーしている。
(1歳8か月、気管支異物、要入院)
- ❗ 自宅でピーナッツを食べていて、急にむせこんだ。(1歳6か月、呼吸器障害、要入院)
- ❗ 枝豆を食べているときに転倒した。そのときに咳き込んで枝豆が2個出てきて、
顔色が悪くなった。(2歳1か月、誤嚥性肺炎、要入院)

(出典：経済産業省「キッズデザインの輪」国立成育医療研究センター収集事故データ)

事故を防ぐために!

- 気管支に入りやすいピーナッツなどの豆・ナッツ類は、5歳頃までは食べさせない。
奥歯を使わないと噛み潰せないものは、歯が生えそろっていない子供は、噛まずに飲み込んでしまいます。飲み込む力が未発達の5歳頃までは、豆・ナッツ類を食べさせないようにしましょう。
- 家の中にある豆・ナッツ類は子供の手の届かないところに保管する。
豆やナッツ類、これらが入ったお菓子は、子供の手の届かない場所に保管しましょう。豆まきでは後片づけを徹底し、親の目の届かないところで子供が豆を手にしないう注意しましょう。

[参考] ● 「食品による子供の窒息事故に御注意ください! - 6歳以下の子供の窒息死事故が多数発生しています -」(消費者庁)

HP http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/release/pdf/170315kouhyou_1.pdf

問い合わせ 東京都生活文化局 消費生活部 生活安全課 ☎03-5388-3082

情報 PickUp

保健機能食品とは

保健機能食品とは、健康の維持に役立つなど食品に機能性を表示した食品で、特定保健用食品・栄養機能食品・機能性表示食品の3種類があります。

バランスのとれた食生活とともに、各食品の特性を知り、商品パッケージの表示をしっかりと確認して、適切に利用しましょう!

● 特定保健用食品(トクホ)とは

体調調節機能のある成分を含み、製品ごとに国による食品の有効性や安全性の審査を受け、消費者庁長官に表示の許可を受けた、特定の保健用途に関する表示が許可されている食品です。

【個別許可】



特定保健用食品
許可マーク

● 栄養機能食品とは

ビタミン・ミネラルなどの栄養成分の補給に利用できる、栄養成分の機能を表示する食品です。すでに科学的根拠が確認された国が定める基準量の栄養成分を含み、摂取する上での注意事項等が表示されています。国による許可や国への届出はありません。

【自己認証】

● 機能性表示食品とは

事業者の責任において、科学的根拠を基に商品パッケージに機能性を表示する食品です。販売前に安全性及び機能性の根拠に関する情報を消費者庁長官に届け出をしています。特定保健用食品と異なり、国による個別の審査・許可はありません。

【事前届出制】

消費者庁 HP

HP <http://www.caa.go.jp/foods/index4.html>

東京都福祉保健局 HP「食品衛生の窓」

HP http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shokuhin/hyouji/shokuhyouhou_eiyou_hokenkinou_tokubetsuyouto.html

平成30年度 東京都消費生活調査員を募集します！

調査内容 A、B、Cのいずれか1区分の調査と消費生活に関する情報の提供や意見等の提出

A 食品表示法等に基づく食品の表示状況についての店舗調査※注1（研修会1回、調査5回） **200人**

B 景品表示法等に基づく商品やサービスの表示・広告の調査※注2（研修会1回、調査3回：うち1回は店舗調査※注1） **200人**

C 調査員が日常生活で購入した生鮮食品等15点の内容量の調査（研修会1回、調査6回：はかりは都が提供） **100人**

※注1 A及びBの店舗調査は、店舗に出向いて店主等の了解を得た上で調査していただきます。覆面調査ではありません。

※注2 店舗以外の調査は、調査員ご自身で広告（新聞折込チラシ、ポスティング・チラシ、フリーペーパーなど）を入手し、表示内容を調査していただきます。

応募要件 消費生活に関心をもつ、都内在住で平成30年4月1日現在20歳以上の方（地方公務員は除く。）

【任 期】 委嘱の日から平成31年3月31日まで

【応募方法】 電子申請：「東京くらしWEB」<http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/>

消費生活調査員募集中 よりアクセス ▶ 必要事項を電子申請システム上に入力

※事前に「申請者情報登録」が必要となります。詳しくは東京くらしWEBをご覧ください。



郵送：①住所 ②氏名（ふりがな）③年齢（平成30年4月1日現在）④職業 ⑤連絡先電話番号 ⑥希望する調査区分（A～Cから一つ、又は希望順位を付けて複数記載）⑦情報の入手先（募集チラシ、東京くらしねっとなど）⑧応募動機（300字～400字程度）を記入し下記の応募先へ ※様式自由（HPからダウンロード可）

【申込期限】 2月20日（火） 受信・消印有効

【選考方法】 地域配分、応募動機等を考慮のうえ選考 **【選考結果】** 3月中旬までに、応募者全員に通知

【謝 礼】 調査及び研修会出席の実績に応じて支払い（A、B、Cの調査は1回3,000円、研修会2,000円）

問い合わせ・応募先 東京都生活文化局 消費生活部 企画調整課 消費者情報担当 ☎03-5388-3076
〒163-8001 新宿区西新宿二丁目8番1号

統計調査にご理解をお願いいたします

国民の暮らしを見つめ、よりよい社会を実現するために、総務省統計局・東京都では、さまざまな統計調査を行っています。

労働力調査

完全失業率や就業者数などを明らかにするために、無作為に抽出された世帯の15歳以上の人を対象に、就業及び不就業の状態を毎月調査しています。



家計調査

人々の暮らしを家計の収支から明らかにするために、無作為に抽出された世帯の家計の収支・貯蓄・負債などを毎月調査しています。



小売物価統計調査

消費生活上重要な商品の小売価格、サービスの料金を毎月調査しています。



個人企業経済調査

個人経営の事業所の経営実態などを四半期毎に調査しています。景気動向の把握や中小企業振興のための基礎資料となります。



調査結果はさまざまな場面で活用され、わたしたちの暮らしを支えています。

調査員が訪問した際には、ご回答をお願いいたします。

問い合わせ 東京都総務局 統計部 社会統計課 ☎03-5388-2551

無料特別相談 多重債務110番を実施します

電話または来所で受け付けます。弁護士・司法書士相談も可能です。また、各区市町消費生活相談窓口でも無料特別相談を実施します。（一部の町を除く。詳細は各区市町消費生活相談窓口へ。）

【日時】 3月5日（月）・6日（火） 9:00～17:00

【会場】 東京都消費生活総合センター（セントラルプラザ16階）

JR飯田橋駅西口徒歩3分／地下鉄各線飯田橋駅B2b出口すぐ

相談・問い合わせ 東京都消費生活総合センター 相談課 ☎03-3235-1155

債務問題は必ず解決できます。一人で悩まず早めに相談を！



講座案内

受講無料

- 対象は都内在住または在勤、在学（高校生以上）の方
- 応募者多数の場合は抽選
- 当日の参加申し込み不可
- 定員に満たない場合は締切日以降も受付

「出前寄席」新作発表会を開催します



東京都消費生活総合センターでは、消費者被害の未然防止を図るために、落語・漫才・コントで悪質商法の手口とその対処法などを分かりやすく伝える「出前寄席」を実施しています。30年度の新しい演目を、いち早く皆さんにお披露目します。

出前寄席は都内大学の落語研究会や社会人ボランティアが協力しています！

講演 『ちょっと待て！ その手口、出前寄席でやっていた』

■講師：弁護士 瀬戸和宏 氏

新作演目 ●詐欺は涙かため息か ●仮想通貨 ビビットコインでひと儲け?!
●守れ！ 僕らのクレジットカード ほかに落語、漫才 計5作品

日時 平成30年3月1日(木) 13:30～16:00 (開場13:00)

会場 東京都消費生活総合センター17階 教室1・II

対象 都内在住・在勤・在学の方 定員 150名

申込方法 HP 又は電話・FAX (①氏名・ふりがな ②住所 ③年代 ④電話番号) で、下記申込先へ。

申込締切 平成30年2月19日(月) 受講の可否について2月23日(金) までに申込者全員に郵送で通知します。

申込先・
問い合わせ

東京都消費生活総合センター 活動推進課 協働連携事業担当 ☎03-3235-4167
〒162-0823 新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ15階 ☎03-3235-1229
HP <http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/manabitai/koza/center/koza180301.html>



携帯電話



スマートフォン



実験実習講座

講座内容	講師	消費生活総合センター(飯田橋)	多摩消費生活センター(立川)
炭の科学 ～生活に“炭”を取り入れるヒント～ 炭のもつさまざまな機能について学び、生活に取り入れてみませんか？ 実験では、炭を用いた簡易浄水器を作り、炭の働きを学びます。	東京都消費生活総合センター 技術担当職員	3月15日(木) 定員 32名 13:30～16:00 申込締切 3月1日(木) 消印有効	3月6日(火) 定員 16名 13:30～16:00 申込締切 2月20日(火) 消印有効

食育講座

講座内容	講師	多摩消費生活センター(立川)のみで開催します
食で行事を楽しもう! ～春の和菓子でひな祭り～ ヨモギの代わりに多摩地域特産の「のらぼう菜」でつくる草餅のお内裏様と、旬のイチゴの中に包んだ桜餅のお雛様で“ひな祭り”を楽しんでみませんか？ あわせて日本の伝統食文化を、もう一度振り返ってみます。	コンシューマー技術教育研究会 福岡 ひとみ 氏	平成30年 12月28日(水) 定員 18名 2月3日(木) 13:30～16:00 (両日とも同じ内容) 申込締切 平成30年 2月10日(土) 消印有効

託児あり

※託児(6ヶ月以上就学前の乳幼児)を希望する場合は、必要事項に加え、乳幼児の名前と年齢を記入してください。

申込方法

< 1講座につき、ひとり1枚の往復はがきのみ有効 >

往復はがきに必要な事項(往信面に①講座名 ②会場 ③開催日 ④郵便番号・住所 ⑤氏名・ふりがな ⑥電話番号・FAX、返信面にはあて先)をご記入のうえ、受講希望会場の申込先へ。

飯田橋会場への
申込先・問い合わせ

東京都消費生活総合センター 実験講座担当 ☎03-3235-1157
〒162-0823 新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ16階

立川会場への
申込先・問い合わせ

東京都多摩消費生活センター 実験講座または食育講座担当 ☎042-522-5119
〒190-0023 立川市柴崎町2-15-19 東京都北多摩北部建設事務所3階

詐欺被害は 探偵業者では解決できません。

Q 投資金を渡した業者と連絡が取れなくなりました。どうしてもお金を取り戻したかったので、「詐欺被害を解決します。」「電話で無料相談ができます。」とうたったインターネット広告を見つけ、掲載されていた電話番号に電話したところ、そこは探偵業者でした。その探偵業者に経緯を話し、どうしたらよいか相談すると、「任せてもらえば、調査して解決します。」と言うので、駅前のレストランで会う約束をしました。信用できるのでしょうか。



A 「詐欺被害や消費者トラブルを解決する」と掲載している探偵業者のホームページを見かけますが、有償で消費者の代理人となって事業者と交渉し、被害金を事業者から回収する等の探偵業者の行為は弁護士法に抵触します。探偵業の業務の適正化に関する法律（探偵業法）では、「探偵の業務は、特定の人の所在や行動についての情報を収集するために、面接による聞き込み、尾行、張り込み等の実地の調査を行い、その調査結果を依頼者に報告する業務をいう。」と規定しています。探偵業者は、弁護士や認定司法書士のように、事業者と交渉したり、債権回収することはできないので、探偵業者に依頼しても、詐欺被害の救済や、消費者トラブルの根本的な解決にはなりません。

また、探偵業者の調査の契約は、詐欺業者の所在を必ずつきとめるなどと約束しているものではありません。契約書に書いてある時間を使って実地調査をすれば、契約業務を遂行したことになります。

探偵業者のできることできないことを知った上で、契約するか否かを検討しましょう。

なお、契約書を交わし、料金を支払った後でも、解約等ができる場合があります。おかしいと思ったら、すぐに最寄りの消費生活センターに相談してください。

相談窓口のご案内… ☎03-3235-1155



バラと人との歴史は古く、2千年以上前から園芸や食用、香水の原料等として栽培されてきました。日本では愛知県が一番多く生産しており、一年を通じて流通している花の一種です。

バラの花束は本数により多様な意味を持つと言われ、贈り物として人気があります。バレンタインデーと言えば、日本ではチョコレートを贈りますが、世界では花を贈る習慣がある国が多く、特に赤いバラが好まれます。日本

でも「フラワーバレンタイン」が普及し始めていますので、この機会に大切な方へバラの花束を贈ってみてはいかがでしょうか。バラは茎の最下部を水中で斜めに切る「水切り」等により、切り口をきれいに保つと長持ちします。

バラを含めたたくさんの花が全国各地から集まってくる「北足立市場」では、野菜や果物も取り扱っています。同市場では、野菜の持つ魅力を紹介する「冬野菜いちば教室」を開催予定ですので、詳しくは東京都中央卸売市場ホームページをご覧ください。

資料提供：東京都中央卸売市場 北足立市場(株)第一花き



市場のことをもっと知ってもらうため生まれた「イッチーノ」。市場大好きイッチーノの家族が「東京のいちば」の魅力を伝えていきます！

詳しくは [東京都中央卸売市場](#) 検索

